



PRESS RELEASE

令和3年9月30日

取手市 まちづくり振興部 産業振興課

事業者応援一時金の支給について

緊急事態措置等による影響を受けた事業者への事業継続支援

市では、緊急事態措置などの影響を受け、県「支援一時金」、国「月次支援金」などを受給した事業者を対象に、市が独自で一時金を支給し、中小法人及び個人事業者の事業の継続を支援いたします。

【事業の概要】

◇支給額 20万円（1事業者1回）

◇支給対象者

次の全ての要件に該当する事業者

- ①「茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金」、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」、「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」のいずれかを受給していること。（減収対象月：令和3年1月～9月分）
- ②市内に事業所がある中小法人か、市内に事業所か住所がある個人事業者。
- ③今後も継続して事業を営む意思があること。
- ④飲食店への営業時間短縮要請による協力金を受けていないこと。

◇支給申請期間

令和3年10月11日（月）～令和4年2月28日（月）

◇予算額

82,967,000円

◇その他

- ・広報とりで10月1日号に掲載
- ・10月8日から申請書を市HP、市担当窓口、商工会等で入手可能

問い合わせ先	取手市 まちづくり振興部 産業振興課 商工観光係 担当者：数藤弘人 電話：0297-74-2141（内線1441） E-mail：sansin@city.toride.ibaraki.ne.jp
--------	--